

平成 3 1 年第 4 回

湯梨浜町教育委員会臨時会

会 議 録

平成31年第4回湯梨浜町教育委員会臨時会議録

日 時 平成31年3月12日(火) 午後1時30分 開 会
場 所 湯梨浜町役場 応接室
出席委員 土海孝治 市橋善則 松田基宏 藏本知純
説明の為出席した者 岩崎正一郎 丸 真美 青木さとみ 伊藤和彦 宮脇一善 杉村和祐
尾崎寿彦 岸田和久 岩本綾子

【議事日程】

日程第1 会議録署名委員の指名

() ()

日程第2 議案第31号 平成30年度末県費負担教職員の人事内申について

日程第3 議案第32号 平成31年度要保護及び準要保護児童生徒の当初認定について

日程第4 議案第33号 平成30年度湯梨浜町給付型奨学金支給対象者の認定について

日程第5 議案第34号 湯梨浜町教育委員会教育長の辞職の同意について

日程第6 協議事項

- (1) 湯梨浜町立学校情報取扱基準及び湯梨浜町立学校情報取扱基準の運用並びに解釈の制定について
- (2) USBメモリの取扱規程の制定について
- (3) 区域(指定校)外就学について
- (4) その他

日程第7 報告連絡事項

- (1) 平成31年3月定例議会一般質問について
- (2) 新中学校建設事業について
- (3) 鳥取県体力テスト結果について
- (4) 中央公民館泊分館意見交換会状況等について
- (5) 尾崎家住宅保存修理に係る工事の進捗等について
- (6) その他

次回教育委員会 3月26日(火) 13時30分～

発言者	内 容
教育長	本日、予定されている議案は後で提案します。最初に、日程
教総課長	第6の協議事項(1)湯梨浜町立学校情報取扱基準及び湯梨浜町
市橋委員	立学校情報取扱基準の運用並びに解釈の制定、(2)USBメモ
教総課長	リの取扱規程の制定について説明をお願いします。
市橋委員	(資料にもとづき、(1)湯梨浜町立学校情報取扱基準及び湯梨浜
教総課長	町立学校情報取扱基準の運用並びに解釈の制定、(2)USBメ
市橋委員	モリの取扱規程の制定について説明)
教総課長	USBメモリの保管はどうなりますか。
市橋委員	学校で保管します。
教総課長	保管庫のようなものがありますか。
松田委員	保管庫までは用意しておりませんが、誰に貸したなどの管理
教総課長	簿は作成します。
松田委員	USB1つ1つが、先生個人専用となりますか。
教総課長	はい。これまでは、各校に4個ずつ配布していましたが、そ
松田委員	れだけでは足りない状況でした。
教総課長	データを持ち出すということですよ。となると、そのデー
市橋委員	タの内容が変わることがありますよね。
教総課長	職員室で授業の内容を入力されたり、それを各教室にパソコン
松田委員	があるのでそれに移したりすることが、基本的な取扱いとなり
教総課長	ます。
市橋委員	サーバに保管して、どこの教室でもそのデータを引き出すの
教総課長	ではなく、USBでデータをやり取りするということですね。
教育長	はい。
岩本指導主事	USB取扱規程の【参考：学校の用務事例】に記載されていま
市橋委員	すが、この内容では誤解を生じることがありませんか。例えば、
教総課長	人事、サービス、成績管理や生徒指導などは、原則、持ち出しをし
市橋委員	てはいけないとの説明でしたが、もう少し区分けをして、整理
教総課長	しておかないといけないと思います。それから、規程では校長
市橋委員	が認めた場合は次の点を遵守するとあり、その中には教頭に用
教総課長	務内容を申し出、承認を受けることとありますが、要するにUSB
市橋委員	でデータを持ち出すときには、校長、教頭両方の了解を得る、
教総課長	つまり、二重のチェックを受けるという解釈でよろしいですね。
市橋委員	実務上の観点から、貸し出しを行うときは教頭を充てていま
教総課長	すが、校長、教頭の了解を得て持ち出すこととなります。
市橋委員	実務が教頭だから教頭にするとのことですが、全ての責任は
教総課長	校長にあるわけですから、校長と書いておいて、実務は教頭が
市橋委員	行うということではいけませんか。このことに限らず、全ての
教総課長	責任者は校長となっていると思いますが、いかがでしょうか。
市橋委員	物品を購入するときも、事務が起案して校長が了承してから、
教総課長	私のところにきます。そして、私が了承した後に購入するとい
市橋委員	う取扱いにしていますので、校長でもいいと思います。
教育長	この部分は校長に修正をしてください。

発言者	内 容
岩本指導主事 教育長	かっこ書きの中の教頭も、校長に修正します。 保管は、個人の責任において行うということですね。
岩本指導主事 教育長	USBが必要でないときは、教頭が持つておくという認識でいます。USBが必要なときに教頭に申し出て借りる、使用したら返却するという流れを考えています。
	教育委員会の事務局は、補佐が管理責任者ということで指定され管理しています。USBが必要となれば、その都度申し出て借り、使用後はデータを消して返却するというシステムですが、学校では教員1人1本ずつ持たせるとのことですから、そういった煩わしいことをせずに、常に教員が持ち管理するということが考えられますが、どうでしょうか。
岩本指導主事 教育長	USBを使用しないという教員は、教頭が持つておけばいいと思いますが、教材研究など毎日のように持つて帰る方もおられるかもしれませんので、そういう方は、あなたは何番のUSBというのを確認のうえ、保管してもらえばいいと思います。
岩本指導主事 教育長	基本的には、各自に持たせるということですね。 はい。
岩本指導主事 教育長	そうすると、常に個人が持つているとなると、校長先生のところに行きませんよね。今の情報管理は、曖昧なことはせずに、きちっと定めておくことが必要です。
岩本指導主事 教育長 教総課長	毎日、貸出簿に書くことができるのかということが、現場の意見としてあります。 それでは、この規程と合わなくなりますよ。
岩本指導主事 教総課長	不特定多数の方が数個のUSBを借りる場合は、1つの帳簿で管理することになりますが、個々に持たせるのであれば、個人の使用簿で対応できると思います。それに必要事項を記載して、管理職に伺いを立てるということであれば、やりやすいのではないかと思います。
岩本指導主事 教総課長	その個人ごとの使用簿は個人が持つておくのか、どこかに保管して合って書きに行くのか、どうなるのでしょうか。 そこは学校で決められればいいと思いますが、そんなにストレスになるようなことではないかと思います。
岩本指導主事 教総課長	管理職の承認を得るということは、毎日、管理職はチェックしなければならないということですね。
岩本指導主事 教育長	最低限必要なことだと思います。教員の方は、データを持つて帰ることを前提に考えられているので、そのような発想になりますが、大原則は持つて帰らないことです。 情報は、原則持つて帰らない。止むを得ず持つて帰る場合は、ここに記載のとおりの手順を踏むということを学校に周知してください。
岩本指導主事 教育長	個人の使用簿を作成する方向で対応します。 皆さん、よろしいですか。

発言者	内 容
教総課長 教育長	(異議なし) それでは(3)区域(指定校)外就学について説明をお願いします。 (資料にもとづき、(3)区域(指定校)外就学について説明) よろしいですか。
教総課長 教育長	(異議なし) その他はありますか。 ありません。 それでは、日程第7の報告連絡事項に入ります。最初に(1)平成31年3月定例議会一般質問についてお願いします。
教総課長 教育長	(資料にもとづき、(1)平成31年3月定例議会一般質問について説明) よろしいですか。
教総課長 教育長	(意見なし) 続いて、(2)新中学校建設事業についてお願いします。 (資料にもとづき、(2)新中学校建設事業について説明) よろしいですか。
教総課長 教育長	(意見なし) 続いて、(3)鳥取県体力テスト結果についてお願いします。 (資料にもとづき、(3)鳥取県体力テスト結果について説明) よろしいですか。
中央公民館長 教育長	(意見なし) 続いて、(4)中央公民館泊分館意見交換会状況等についてお願いします。 (資料にもとづき、(4)中央公民館泊分館意見交換会状況等について説明) よろしいですか。
生人課長 教育長	(意見なし) 続いて、(5)尾崎家住宅保存修理に係る工事の進捗等についてお願いします。 (資料にもとづき、(5)尾崎家住宅保存修理に係る工事の進捗等について説明) よろしいですか。
教総課長	(意見なし) その他はありますか。 ありません。 (次回定例会を3月26日(火)午後1時30分に開催することを決定。引き続き委員のみで、議案第31号 平成30年度末県費負担教職員の人事内申について了承、議案第32号 平成31年度要保護及び準要保護児童生徒の当初認定について、議案第33号 平成30年度湯梨浜町給付型奨学金支給対象者の認定について協

平成31年第4回湯梨浜町教育委員会臨時会 会議録

発言者	内 容
	議し全員決定、議案第34号 湯梨浜町教育委員会教育長の辞職の同意について承認された。なお、議案第34号は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、教育長職務代理者が欠席のため、教育委員会を代表して市橋委員が議案の提案を行った) 午後3時25分終了